

日本のEPA：経緯，現状及び今後の見通し

2018年9月21日

在ブラジル大使館 真鍋 尚志

日本のEPA：経緯、現状及び今後の見通し

1 EPA交渉の経緯及び現状

2 EPAの内容

3 EPA交渉の今後の見通し

FTAとEPA

FTA: 物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

EPA: 貿易の自由化に加え, 投資, 人の移動, 知的財産, 競争政策等に関するルール作り, 様々な分野での協力の要素等を含む, 幅広い経済関係の強化を目的とする協定

1 EPA交渉の経緯及び現状

発効済みのEPA (15)

- 日・シンガポールEPA (2002年11月発効、2007年9月改正議定書発効)
- 日・メキシコEPA
(2005年4月発効、2007年4月追加議定書発効、2012年4月改正議定書発効)
- 日・マレーシアEPA (2006年7月発効)
- 日・チリEPA (2007年9月発効)
- 日・タイEPA (2007年11月発効)
- 日・インドネシアEPA (2008年7月発効)
- 日・ブルネイEPA (2008年7月発効)
- 日ASEAN・EPA (2008年12月から順次発効)
- 日・フィリピンEPA (2008年12月発効)
- 日・スイスEPA (2009年9月発効)
- 日・ベトナムEPA (2009年10月発効)
- 日・インドEPA (2011年8月発効)
- 日・ペルーEPA (2012年3月発効)
- 日豪EPA (2015年1月発効)
- 日・モンゴルEPA (2016年6月発効)

署名済み・交渉中等のEPA

1. 署名済み(3)

- TPP12 (環太平洋パートナーシップ) (2016年2月署名, 日本は2017年1月締結)
- TPP11 (包括的・先進的TPP協定) (2018年3月署名, 日本は2018年7月締結)
- 日EU・EPA (2018年7月署名)

2. 交渉中等

- RCEP (2013年5月交渉開始, 2018年7月第23回交渉会合開催)
- 日中韓FTA (2013年3月交渉開始, 2018年3月第13回交渉会合開催)
- 日・トルコEPA (2014年12月交渉開始, 2018年9月第11回交渉会合開催)
- 日・コロンビアEPA (2012年12月交渉開始, 2015年9月第13回交渉会合開催)
- 日・カナダEPA (2012年11月交渉開始, 2014年11月第7回交渉会合開催)
- 日GCC・FTA (2006年9月交渉開始, 2007年1月第2回交渉会合開催)
- 日韓EPA (2003年12月交渉開始, 2004年11月第6回交渉会合開催)

我が国の経済連携協定(EPA)の取組

2018年8月現在

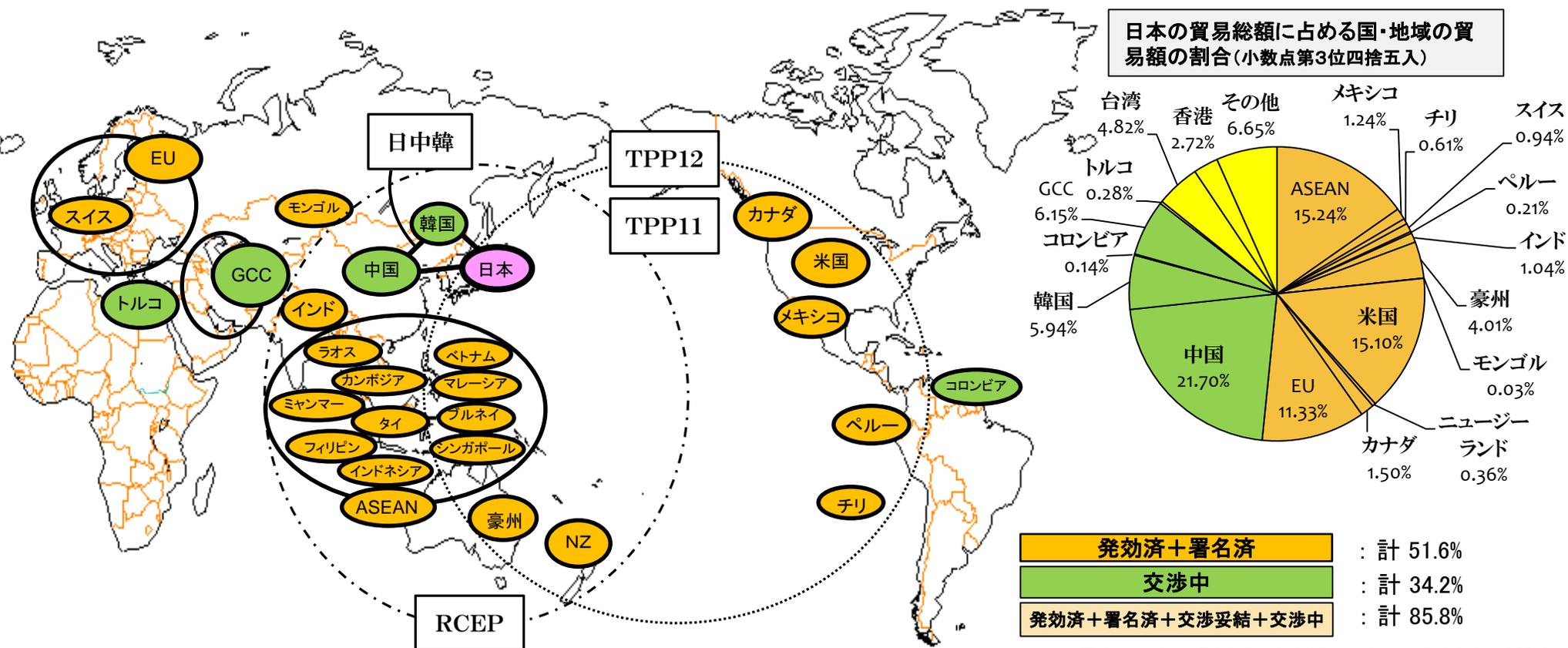
これまで21か国・地域と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

・発効済・署名済EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は51.6%。(※米国を除くTPP11の場合は36.5%) (比較:米:47.2%(TPPを除くと39.0%), 韓:68.2%, EU:36.2%)

・発効済・署名済EPAに加えて交渉中EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は85.8%。

[参考]『未来投資戦略2018』では2018年までにFTA比率を70%に引き上げることを政策目標として掲げている。

● : 既にEPA/FTAが発効済・署名済の国・地域 ● : 現在、EPA/FTAを交渉している国・地域



※GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦, バーレーン, サウジアラビア, オマーン, カタール, クウェート)

※韓国は2004年11月から交渉が中断, GCCは2010年から交渉を延期
出典: 財務省貿易統計(2018年4月), ただし, 米, 韓, EUについては, IMF
Direction of Trade Statistics (2018年4月)
(各国の貿易額の割合については, 小数点第3位四捨五入)

投資関連協定の現状

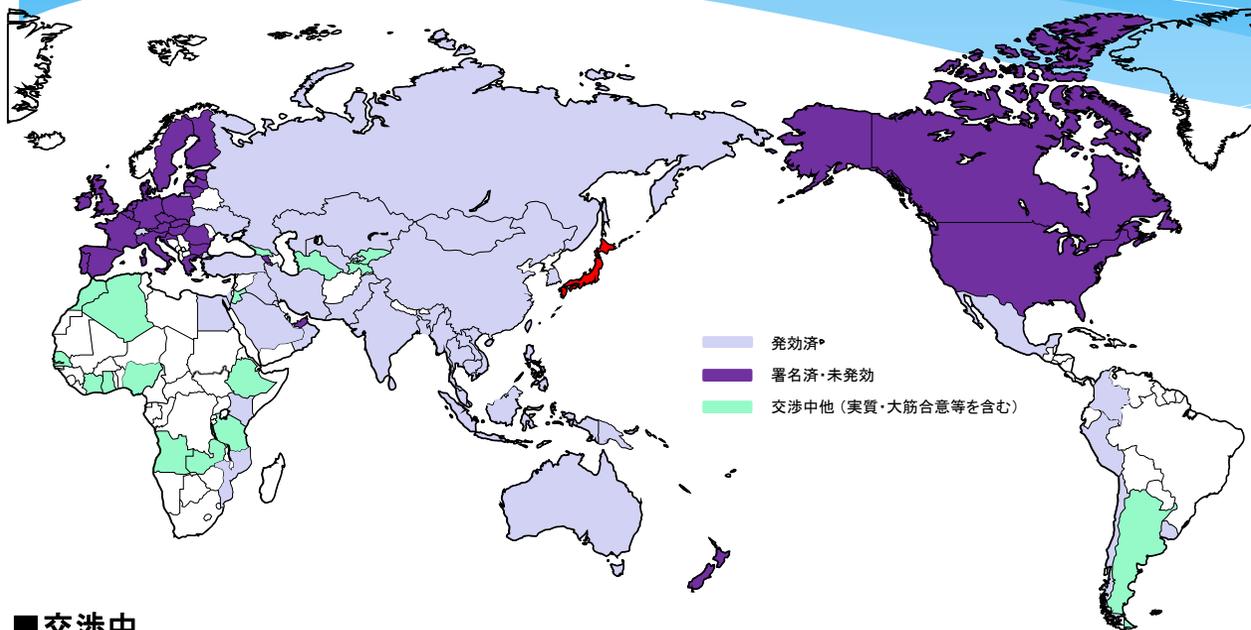
投資関連協定(注)の交渉状況

- 発効済: 41本(投資協定29本, EPA12本)
- 署名済・未発効: 5本(投資協定2本, EPA3本)
- 交渉中: 24本(投資協定19本, EPA5本)

(注)投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

74の国・地域をカバー

交渉中のものも発効すると
92の国・地域をカバー



■交渉中

投資協定

- 1 アンゴラ
- 2 アルジェリア
- 3 カタール
- 4 ガーナ
- 5 モロッコ
- 6 タンザニア
- 7 アルゼンチン
- 8 コートジボワール
- 9 バーレーン
- 10 トルクメニスタン

- 11 ジョージア
- 12 ヨルダン
- 13 セネガル
- 14 キルギス
- 15 ナイジェリア
- 16 ザンビア
- 17 エチオピア
- 18 タジキスタン
- 19 EU*

投資章を含むEPA/FTA

- 1 AJCEP**
- 2 カナダ
- 3 日中韓
- 4 RCEP***
- 5 トルコ

*投資保護規律・投資紛争解決について交渉
**AJCEP:日・ASEAN包括的経済連携
***RCEP:東アジア地域包括的経済連携

■発効済(終了したものを除く)

投資協定

(): 発効年 ※: 「自由化型」協定

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 エジプト(1978) | 16 クウェート(2014)※ |
| 2 スリランカ(1982) | 17 イラク(2014) |
| 3 中国(1989) | 18 日中韓(2014) |
| 4 トルコ(1993) | 19 ミャンマー(2014)※ |
| 5 香港(1997) | 20 モザンビーク(2014)※ |
| 6 パキスタン(2002) | 21 コロンビア(2015)※ |
| 7 バングラデシュ(1999) | 22 カザフスタン(2015) |
| 8 ロシア(2000) | 23 ウクライナ(2015) |
| 9 韓国(2003)※ | 24 サウジアラビア(2017) |
| 10 ベトナム(2004)※ | 25 ウルグアイ(2017)※ |
| 11カンボジア(2008)※ | 26 イラン(2017) |
| 12 ラオス(2008)※ | 27 オマーン(2017) |
| 13 ウズベキスタン(2009)※ | 28 ケニア(2017) |
| 14 ペルー(2009)※ | 29 イスラエル(2017)※ |
| 15 パプアニューギニア(2014) | |

(注)台湾との間では2011年に日台民間投資取決め(自由化型)を作成。

投資章を含むEPA

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 シンガポール(2002)※ | 7 インドネシア(2008)※ |
| 2 メキシコ(2005)※ | 8 フィリピン(2008)※ |
| 3 マレーシア(2006)※ | 9 スイス(2009)※ |
| 4 チリ(2007)※ | 10 インド(2011)※ |
| 5 タイ(2007)※ | 11 豪州(2015)※ |
| 6 ブルネイ(2008)※ | 12 モンゴル(2016)※ |

■署名済・未発効

- ・TPP*協定(2016年2月署名, 承認済)(EPA)※
 - ・アルメニア(2018年2月署名, 承認済)※
 - ・包括的・先進的TPP*協定(2018年3月署名, 承認済)(EPA)※
 - ・アラブ首長国連邦(2018年4月署名, 未承認)
 - ・日EU・EPA(2018年7月署名, 未承認)(投資自由化規律)※
- *TPP:環太平洋パートナーシップ

2 EPAの内容

主な交渉分野

- 総則
- 物品貿易
- 原産地規則
- 税関手続
- SPS (衛生食物検疫措置)
- TBT (貿易の技術的障害)
- サービス貿易
- 投資
- 自然人の移動
- 知的財産
- 競争政策
- 電子商取引
- 政府調達
- ビジネス環境整備
- 紛争解決
- 最終規定

新しい交渉分野

- エネルギー・鉱物資源
- 食料供給
- 国有企業
- 労働
- 環境
- 中小企業

物品貿易

***物品貿易に関する関税撤廃・削減等(市場アクセス)及び内国民待遇等の基本的なルール。**

1 市場アクセス(品目ごとに譲許表に記載)

- 関税撤廃・削減(ステー징)**
- 関税割当等**
- 再協議, 見直し, 除外**

2 ルール

- 内国民待遇**
- セーフガード措置(二国間, 特定品目)**

原産地規則

*** 関税撤廃・削減の対象となる原産品として認められるための要件，証明手続等。**

- **品目別規則**

- **付加価値基準，関税分類変更基準等**

- **累積制度：域内で付加価値の足し上げが可能**

- **域内の原産地規則の統一**

税関手続

*** 税関手続の透明性・予見可能性の確保, 簡素化・迅速化等。**

・事前教示制度: 税関当局は, 輸入者, 輸出者又は生産者の要請を受けて, 関税分類, 原産性等について事前に回答。

・自動化: 輸出入手続を単一の窓口において電子的に完了するよう努める。

・急送貨物: 必要な税関書類の提出後, 一定時間内に引き取りを許可。

サービス貿易

*** サービス貿易に関する内国民待遇，最恵国待遇，市場アクセス，拠点設置要求禁止等に関するルール。**

・ネガティブ・リスト方式：市場アクセス(数量制限の禁止等)等の義務が適用されない措置・分野を附属書に列挙。

・ラチェット条項

・金融サービス，電気通信サービス

投資

*** 投資家間の無差別原則(内国民待遇, 最恵国待遇), 投資に関する紛争解決手続等。**

- **内国民待遇, 最恵国待遇(投資財産の設立段階と設立後)**
- **特定措置の履行要求(現地調達, 技術移転等)の禁止**
- **収用及び補償**
- **ISDS(投資家対国家の紛争解決手続)**

自然人の移動

***ビジネス関係者の一時的な入国の許可, 要件, 手続等に関するルール等。**

- 短期の商用訪問者, 企業内転勤者, 投資家等に対する入国及び滞在の許可, 滞在期間の長期化**
- 手続の透明性**
- 審査の遅滞のない実施**

知的財産

***特許, 商標, 意匠, 著作権, 地理的表示等の保護, 権利行使手続等。**

- **内国民待遇**
- **知的財産権の保護(特許, 著作物等の保護期間の延長等)**
- **知的財産に関する制度の運用における透明性, 手続事項の簡素化**
- **国境措置に係る権利行使(税関での取り締まり等)**
- **民事上の救済に係る権利行使(損害賠償等)**
- **刑事上の手続及び刑罰に係る権利行使**

政府調達

*** 中央政府，地方政府等による物品・サービスの調達に関するルール。**

- 附属書に対象機関及び基準額を記載
- 調達手続の透明性，公開入札の原則
- 入札における内国民待遇及び無差別原則
- 調達の過程における公正性，公平性

新しい交渉分野(1)

***エネルギー・鉱物資源, 食料**

(例:日豪EPA)

- ・GATTの規定に基づく場合であっても, 輸出の禁止・制限を導入・維持しないよう努める。**
- ・GATTの規定に基づき輸出の禁止・制限を行おうとするときは, 必要な範囲に限定し, 他の締約国へ通知し, 協議を行う。**

新しい交渉分野(2)

*** 国有企業:** 国有企業と民間企業の間の対等な競争条件の確保のための規律等。

*** 労働, 環境:** 貿易・投資の促進のために労働, 環境基準を緩和しないこと等。

*** 中小企業:** 中小企業が協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

背景

- 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定について、離脱を表明した米国以外の国の間で一部条文を除く同協定の内容を実現するための協定。
- 米国の不在に伴い停止する項目を絞り込み、TPP協定の高い水準を維持。

【交渉経緯】

2010年3月	TPP協定交渉開始(当初は8か国)	本が主催))
2013年7月	日本が交渉参加	11月8-10日 TPP閣僚会合(於:ベトナム):大筋合意
2016年2月	署名(於:NZ・オークランド)	2018年
2017年		1月22-23日 TPP高級事務レベル会合(於:日本・東京) → 協定本文及び凍結項目を確定。
1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報	3月8日 署名式(於:チリ・サンティアゴ)
1月23日	トランプ米大統領、TPP離脱の大統領覚書を发出	7月6日 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報
3月14-15日	TPP閣僚会合(於:チリ)	
5月21日	TPP閣僚会合(於:ベトナム)	
	→ TPP協定の早期発効に向けた選択肢を、11月のAPEC首脳会議までに検討。	
7月-11月	TPP高級事務レベル会合(計4回開催(3回は日	

主な内容(全7条)

第1条:TPP協定の組込み

第2条:特定の規定の適用の停止

※ISDS(投資合意、投資許可)、生物製剤データ保護等の22項目を停止(うち11項目は知財関係)

第3条:効力発生

※6か国の締結完了

第4条:脱退

第5条:加入

第6条:本協定の見直し

※TPP協定の効力発生が差し迫っている場合又はTPP協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約

国の要請に応じ、本協定の改正及び関係する事項を検討するため、本協定の運用を見直す。

第7条:正文(英、西、仏)

参加国

日本
オーストラリア
ブルネイ
カナダ
チリ
マレーシア
メキシコ
ニュージーランド
ペルー
シンガポール
ベトナム

人口合計

約5億人

GDP合計

約10兆ドル

貿易総額

約5兆ドル

【出典】世界銀行
(数字は2015/2016年)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

早期締結の必要性

- 参加国間で、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、幅広い分野で新たなルールを構築するTPP協定を実施する。
- 海外の成長市場を取り込み、我が国の未来投資戦略2017に寄与する。
 - ・ 実質GDP:約1.5%押し上げ(2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当)
 - ・ 労働供給:約0.7%(約46万人)増加
- 世界で保護主義的傾向が強まる中、自由で公正な21世紀型のルールを作っていく上で重要な一歩であり、米国や他のアジア太平洋諸国・地域に対しても積極的なメッセージになる。

【21世紀型ルールの例】

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止

ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

模倣・偽造品等に対する厳格な規律

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

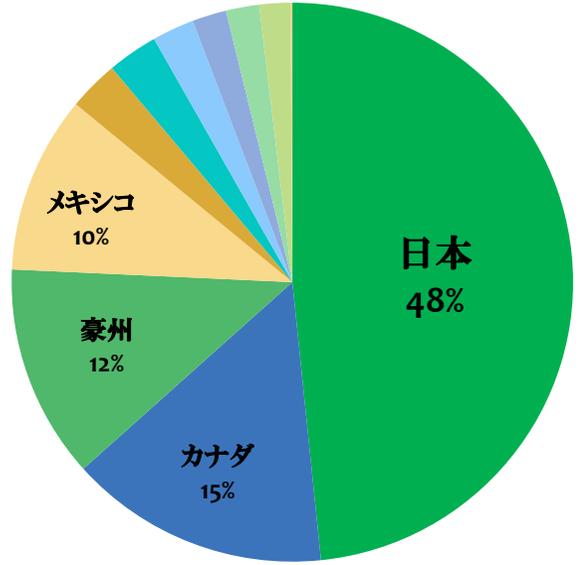
凍結項目一覧

- 急送少額貨物(第5・7条1(f)の第2文)
- ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章)
- 急送便附属書(附属書10-B 5及び6)
- 金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の一部等)
- 電気通信紛争解決(第13・21条1(d))
- 政府調達(参加条件)(第15・8条5)
- 政府調達(追加的交渉)(第15・24条2の一部)
- 知的財産の内国民待遇(第18・8条(脚注4の第3~4文))
- 特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4の第2文)
- 審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条)
- 医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48条)
- 一般医薬品データ保護(第18・50条)
- 生物製剤データ保護(第18・51条)
- 著作権等の保護期間(第18・63条)
- 技術的保護手段(第18・68条)
- 権利管理情報(第18・69条)
- 衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条)
- インターネット・サービス・プロバイダ(第18・82条、附属書18-E、附属書18-F)
- 保存及び貿易(第20・17条5の一部)
- 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3条)
- ブルネイの投資・サービス留保表の一部(附属書IIの一部)
- マレーシアの国有企業留保表の一部(附属書IVの一部)

TPP11参加国の基礎データ(2016年)

	単位(億米ドル)	
	GDP	割合
日本	49,365	48.4%
カナダ	15,298	15.0%
豪州	12,617	12.4%
メキシコ	10,469	10.3%
シンガポール	2,970	2.9%
マレーシア	2,965	2.9%
チリ	2,470	2.4%
ベトナム	2,013	2.0%
ペルー	1,953	1.9%
NZ	1,817	1.8%
ブルネイ	114	0.1%
合計	102,051	100%

	日本	カナダ	豪州	メキシコ	シンガポール	マレーシア
人口(万人)	12,696	3,623	2,437	12,227	561	3,163
GDP/人(ドル)	38,883	42,225	51,737	8,562	52,961	9,374
貿易総額(億ドル)	12,681	7,836	3,843	7,606	4,888	4,338
	チリ	ベトナム	ペルー	NZ	ブルネイ	
人口(万人)	1,820	9,269	3,148	478	42	
GDP/人(ドル)	13,576	2,172	6,204	38,278	26,935	
貿易総額(億ドル)	1,185	4,087	701	674	81	



(参考)

TPPの発効要件 (2013年のGDP)

TPP交渉参加国のGDP(2013年) (単位: 億米ドル)

	GDP	割合
米国	166,632	60.2%
日本	49,196	17.8%
カナダ	18,390	6.6%
豪州	14,972	5.4%
メキシコ	12,619	4.6%
マレーシア	3,233	1.2%
シンガポール	3,022	1.1%
チリ	2,767	1.0%
ペルー	2,019	0.7%
NZ	1,848	0.7%
ベトナム	1,706	0.6%
ブルネイ	181	0.1%
合計	276,583	100.0%

2か国で78%

残る10か国のうち
① 4か国以上
かつ、
② GDP割合7%以上
が必要。

出典: IMF, World Economic Outlook Database, October 2015 より

(出典) IMF, World Economic Outlook Database, October 2017
United Nations Commodity Trade Statistics Database

TPPに関するトランプ大統領の立場

- 2017年1月23日、米国をTPP交渉及び協定から離脱させる旨通商代表に指示する大統領覚書に署名。



「我々は公平な貿易を望む。我々は外国を公平に扱うが、外国も我々を公平に扱う必要がある。」

(2017年1月23日 ビジネスリーダーとの会議におけるトランプ大統領発言)

- 2018年1月25日のCNBCのインタビュー及び2月25日のターンブル豪首相との共同記者会見にてTPPへの復帰の可能性に言及。



「もし我々が、かつての合意内容より、十分より良い合意内容ができるのであればTPPに参加する。」

(2018年1月25日のCNBCのインタビュー)



「TPPは米国にとって非常に悪いディールであった。(中略)しかし、我々に入る可能性がある。」

(2018年2月25日の米豪首脳合同記者会見)

- 2018年4月13日、ホワイトハウスのウォルター副報道官は声明を発表。



「大統領はライトハイザー通商代表と国家経済会議のグドロー委員長に、TPPがよりよい協定になるよう交渉できるかどうか検討するよう求めた。」

- 2018年4月18日の日米首脳合同記者会見においてもTPPについて言及。



「アメリカにとっては二国間の方が好ましい。拒むことができない協定でなければ、TPPに戻ることはない。」



第25回日EU定期首脳協議等

7月17日(火曜日)、東京にて、安倍晋三内閣総理大臣は、ドナルド・トゥスク欧州理事会議長及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長との間で第25回日EU定期首脳協議及び少人数会合を実施しました。定期首脳協議後には、日EU・EPA及びSPAの署名式、共同記者会見が行われました。また、今回の定期首脳協議に際し、共同声明が発出されました。

日EU・EPA及びSPAへの署名

- 両首脳は、5年以上に及ぶ交渉を経て、日EU経済連携協定(EPA)及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)に署名しました。
- 安倍総理は、両協定の署名は、日EU関係をより高い次元に引き上げる価値のある画期的なものであるとの認識を示した上で、EPAへの署名は、保護主義的な動きが世界で広がる中、日本とEUが自由貿易の旗手として、世界をリードしていくとの揺るぎない政治的意思を世界に鮮明に示すものであり、EPAを礎に、今後も日EUが自由貿易の旗手として、WTOを中心とする多角的自由貿易体制を堅持、発展させていきたい旨述べました。
- これに対し、トゥスク議長から、欧州と日本は地理的には遠く離れているが、日EUが政治的にも経済的にも、これ程までに近づいたことはない旨の発言がありました。また、ユンカー委員長から、日EU・EPAは、公平性と価値を核とした協定であり、世界に対して範を示すものである旨の発言がありました。



日EU・EPAの意義・経済上のメリット

- 本協定は、アベノミクスの成長戦略の重要な柱。(総理施政方針演説等)
- 本協定署名は、日EUが引き続き自由貿易の旗手として世界に範を示し続けるとの力強いメッセージ。
- 自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル(国有企業, 知財, 規制協力等)。
- 世界のGDPの約3割, 世界貿易の約4割を占める日EUによる世界で最大級の規模の自由な先進経済圏が新たに誕生。
- 我が国にとっての経済効果は, 実質GDPを約1%(約5兆円)押し上げ, 雇用を約0.5%(約29万人)増加させる見込み。
- 本協定の署名により, 我が国の署名・発効済みFTAカバー率(TPP12含む)は, 40.3%から51.6%まで増加の見込み。

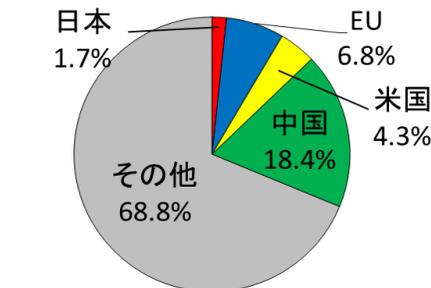
(※TPP11の場合は25.2%から36.5%)

経緯

平成25年3月:交渉開始 ⇒ 平成29年7月:大枠合意 ⇒ 同年12月:交渉妥結 ⇒ 平成30年7月:署名

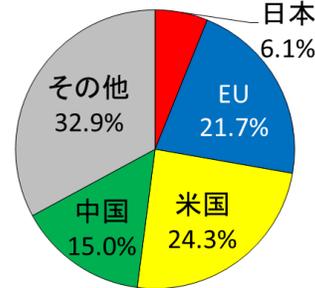
人口(2017年)

日本+EU=8.5%(6億人)



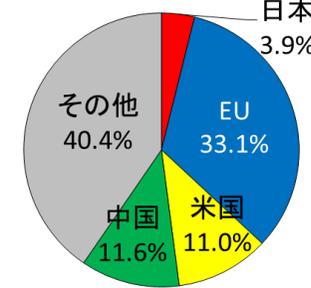
GDP(2017年)

日本+EU=27.8%



貿易(輸出+輸入)(2017年)

日本+EU=36.9%



	人口 (2017年, 百万人)	シェア(%)
日本	127	1.7%
EU	512	6.8%
米国	326	4.3%
中国	1,386	18.4%
その他	5,179	68.8%
世界計	7,530	-

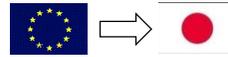
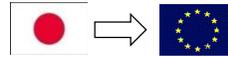
出典: World Bank, World Development Indicators, May 21, 2018

	GDP (2017年, 10億ドル)	シェア(%)
日本	4,872	6.1%
EU	17,309	21.7%
米国	19,391	24.3%
中国	12,015	15.0%
その他	26,279	32.9%
世界計	79,865	-

出典: IMF, World Economic Outlook Database, April 2018

	貿易(輸出+輸入) (2017年, 10億ドル)	シェア(%)
日本	1,369	3.9%
EU	11,705	33.1%
域内	7,468	21.1%
米国	3,888	11.0%
中国	4,112	11.6%
その他	14,309	40.4%
世界計	35,384	-

出典: IMF, Direction of Trade Statistics, May 25, 2018



(1) 日本産品のEU市場へのアクセス(「攻め」)

□ EU側関税撤廃率: 約99%(注1)(注2)

● 工業製品

- ✓ 100%の関税撤廃を達成。
- ✓ 乗用車(現行税率10%): 8年目に撤廃。
- ✓ 自動車部品: 貿易額で9割以上が即時撤廃。

● 農林水産品等

- ✓ 牛肉, 茶, 水産物等の輸出重点品目を含め, ほぼ全ての品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- ✓ 日本ワインの輸入規制の撤廃(醸造方法の容認, 業者の自己証明の導入)。自由な流通が可能。
- ✓ 農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

(2) EU産品の日本市場へのアクセス(「守り」)

□ 日本側関税撤廃率: 約94%(注2)

(農林水産品: 約82%, 工業品等: 100%)。

● 農林水産品

- ✓ コメは, 関税撤廃・削減等の対象から除外。
- ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度, 糖価調整制度, 豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
- ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし, 枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

● 工業製品

- ✓ 化学工業製品, 繊維・繊維製品等: 即時撤廃。
- ✓ 皮革・履物(現行最高税率30%): 11年目又は16年目に撤廃。

我が国産品の輸出拡大や市場拡大の実現

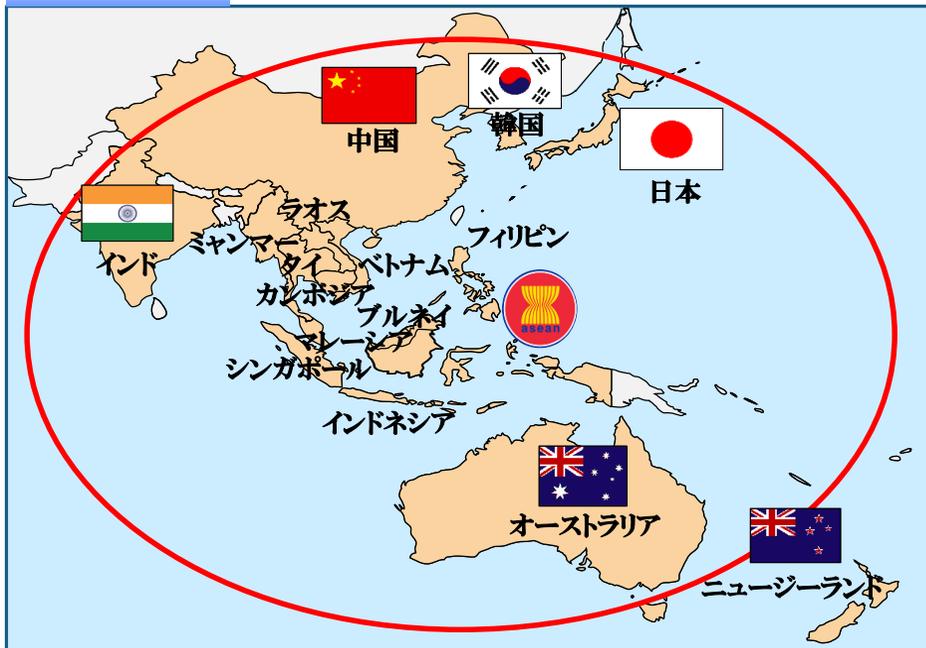
- **工業製品** : 乗用車・自動車部品に加え, 一般機械, 化学工業製品, 電気機器も高い割合でEU側関税の即時撤廃を実現。大企業のみならず, メーカーに部品を納入する**中小企業にも裨益**。
- **農林水産品**: 牛肉, 茶, 水産物等の輸出重点品目を含め, ほぼ全ての品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)を獲得し, 5億人を超えるEU市場への**我が国農林水産物輸出促進**に向けた環境が整備。GI保護による**ブランド価値向上**。
- **酒類** : 酒類の**輸出拡大**(EU側は全ての関税を即時撤廃)。GI保護による**ブランド価値向上**。

(注1) EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。

(注2) 撤廃率は, 品目数ベースで算出したもの。

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉

概要



➤RCEP(アールセップ)は、東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership)の略

➤交渉参加国:ASEAN10か国+6か国(日本,中国,韓国,オーストラリア,ニュージーランド,インド)

➤交渉分野:物品貿易,原産地規則,税関手続・貿易円滑化,衛生植物検疫措置(SPS),任意規格・強制規格・適合性評価手続(STRACAP),貿易救済,サービス貿易,金融サービス,電気通信サービス,人の移動,投資,競争,知的財産,電子商取引,経済技術協力,中小企業,政府調達,紛争解決等

経緯

2012年11月 RCEP交渉立上げを宣言 於:カンボジア

2013年 5月 第1回RCEP交渉会合 於:ブルネイ

2017年 11月 RCEP首脳会議 於:フィリピン

2018年 7月1日 第5回中間閣僚会合 於:東京

7月下旬 第23回RCEP交渉会合 於:タイ

8月末 第6回閣僚会合 於:シンガポール

※閣僚レベルは6回の閣僚会合に加え,5回の中間会合等も行われた。

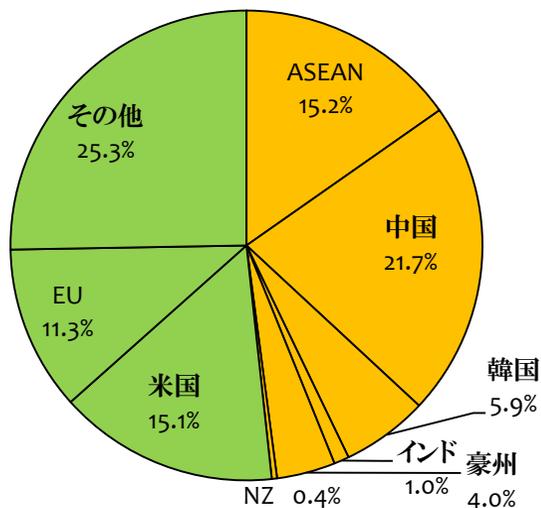
共同首脳声明の要旨(2017年11月)

- 保護主義の台頭及び反グローバル化の風潮においても我々の経済は強靭さを維持。貿易の開放性と地域経済統合がもたらす有益な貢献が強靭な経済の維持に繋がることを認識。
- 市場アクセス,ルール及び協力の三本柱において成果を出す。
- 現代的な,包括的な,質の高い,かつ互恵的な経済連携協定を達成するというコミットメントを再確認。
- RCEP交渉の妥結に向けて2018年に一層努力することを指示。

RCEPの意義

- 世界人口の約半分、世界のGDP及び貿易総額の約3割を占める広域経済圏。世界的に保護主義的な声が高まる中、国際社会に対して自由貿易推進の力強いメッセージを発信。
- 世界の成長センターであるアジア太平洋地域の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。多くの我が国企業が活動するこの地域において自由で公正な経済圏を構築し、サプライチェーンの効率的な形成等に寄与。
- 市場アクセス(関税削減等)の改善により、地域の貿易・投資を促進。また、税関手続、知的財産、電子商取引等のルールを整備することにより、非関税分野における我が国企業の活動を支援。

日本の貿易総額に占めるRCEP参加国の割合
(2017年, 小数点第2位四捨五入)



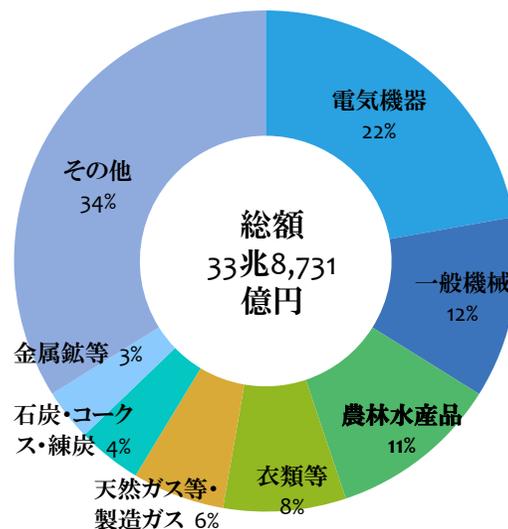
RCEP参加国

: 計 48.3%

出典：財務省貿易統計

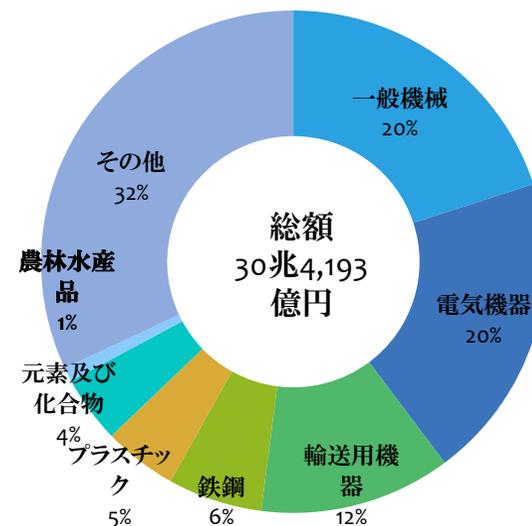
日本と交渉参加国(ASEAN, 中, 韓, 豪, NZ, 印)の貿易構造

交渉参加国→日本(2016年)
輸入総額 約33.9兆円



出典：財務省貿易統計

日本→交渉参加国(2016年)
輸出総額 約30.4兆円



日中韓FTA交渉

1 意義

- 主要な貿易相手国である中国(第1位, 約21%)及び韓国(第3位, 約6%)を相手とするFTA。3か国のGDP及び貿易額は, 世界全体の約2割, アジアの約7割を占める。両国の取り込みは, 我が国が経済成長を維持・増進していくためにも不可欠。RCEPを上回る付加価値をどれだけ付与できるかが焦点。
- 日中韓3か国間の経済関係の強化を通じ, この地域の安定・外交関係の強化に貢献。

2 経緯

2012年 5月 日中韓サミット(於:中国・北京)において, 日中韓FTAの年内の交渉開始につき一致。

2012年11月 ASEAN関連首脳会議の機会に開催された日中韓経済貿易担当大臣会合(於:カンボジア・プノンペン)において, 日中韓FTA交渉の開始を宣言。

2013年 3月 第1回交渉会合を開催(於:韓国・ソウル)。2018年3月までに計13回の交渉会合を実施

3 交渉の現状

- 物品貿易, 投資, サービスをはじめとする幅広い分野において, 交渉を実施してきた。第13回交渉会合以降は, 3か国ともに参加しているRCEP交渉が最終段階に入っているため, RCEP交渉の進展の現状を確認し, いかなる付加価値を付与することができるかを討議している。

日中韓サミット共同宣言における日中韓FTAへの言及

日中韓サミット共同声明(仮訳抜粋) 2018年5月9日(東京)

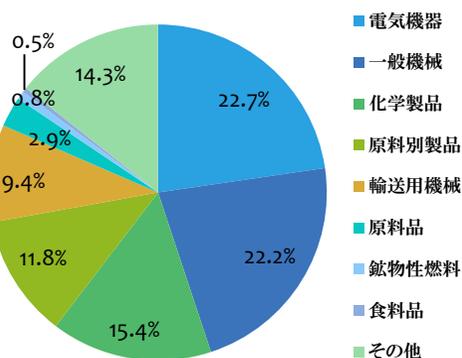
我々は、多角的貿易体制を補完し強化する二国間、地域的、及び複数国間の貿易協定の重要性を強調する。我々は、日中韓FTAが、3か国の経済・貿易協力を深化させ、東アジアにおける貿易・投資の自由化及び円滑化を促進するための重要な方途であり、3か国の共通の利益に資することを再確認する。我々は、日中韓FTAについて、独自の価値を有する、包括的な、質の高い互恵的な協定を実現するため、交渉を加速すべく一層努力することを再確認する。また、我々は、市場アクセス及びルール of 重要な進展が必要であることに留意し、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について、現代的で、包括的な、質の高い互恵的な協定の迅速な妥結に向けて協定の交渉を加速するため一層努力するという、強いコミットメントを再確認する。我々は、全ての分野において、質の高い、かつ、商業的に意味のある成果を実現するために協力していく。

(参考) 日中及び日韓間の貿易構造

日中貿易構造

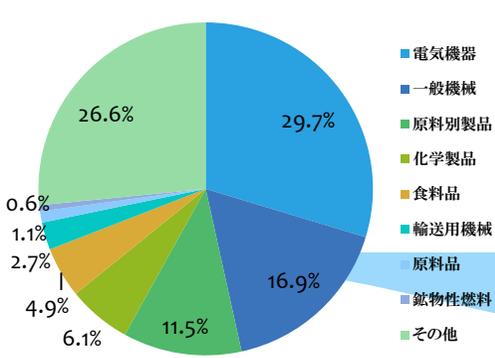
日本→中国(2017年)

対中輸出総額 14兆8,897億円



中国→日本(2017年)

対中輸入総額 18兆4,593億円

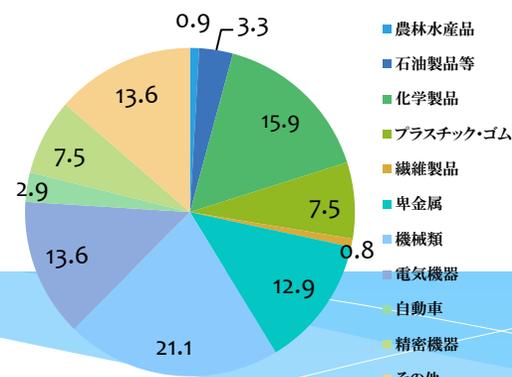


出所:財務省貿易統計(2017年)

日韓貿易構造

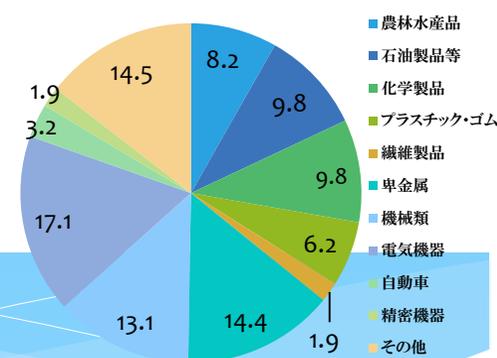
日本→韓国(2016年)

対韓輸出総額 5兆204億円



韓国→日本(2016年)

対韓輸入総額 2兆7,221億円



出所:財務省貿易統計(2016年)



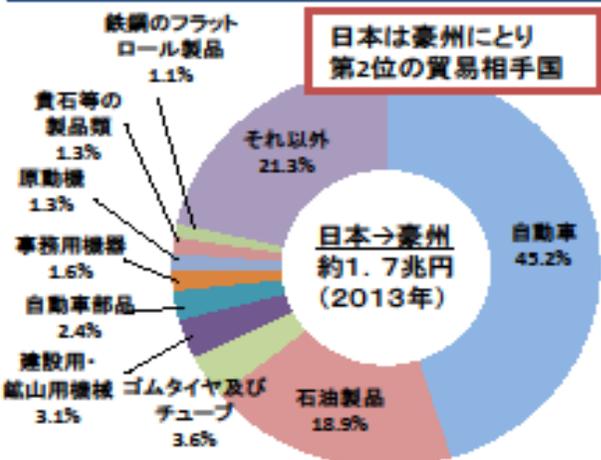
日・豪経済連携協定

Agreement between Japan and Australia for an Economic Partnership



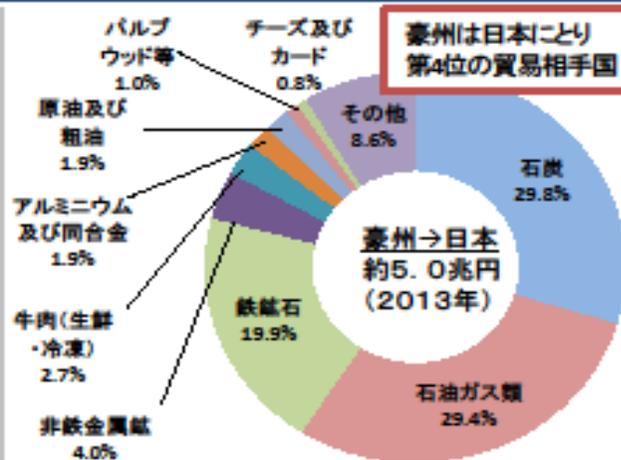
◆意義

- 戦略的パートナーである豪州との経済連携の強化・二国間関係の緊密化（これまでの二国間EPAパートナーで最大の貿易相手国）
- 豪州市場における日本企業の競争力を確保しつつ、エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給を強化
- アジア太平洋地域のルール作りを促進（貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等）



◆日・豪間貿易構造

- 協定発効後10年間で、
- ・往復貿易額の約95%の関税撤廃
 - ・日本からの輸入額の約99.8%の関税撤廃（2013年豪州貿易統計）
 - ・豪州からの輸入額の約93.7%の関税撤廃（2013年財務省貿易統計）



◆豪州市場へのアクセス

- 鉱工業品：
大部分の品目につき即時関税撤廃
- 自動車：完成車輸出額の約75%が即時関税撤廃、残る完成車も3年目での関税撤廃
- 自動車部品：即時を含む主に3年目以内での関税撤廃
- 鉄鋼：即時又は5年目での関税撤廃
- 一般機械・電気電子機械（いずれも自動車部品を除く。）：即時関税撤廃

- 農林水産品：
全ての品目につき即時関税撤廃

◆日本市場へのアクセス

- 鉱工業品：ほぼ全ての品目につき即時～10年間で関税撤廃
- 農林水産品：
コメ：関税撤廃等の対象から除外
小麦：食糧用：将来の見直し
飼料用：食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化
- 牛肉：冷凍：段階的に18年目に19.5%まで削減（現行税率38.5%）
冷蔵：段階的に15年目に23.5%まで削減（現行税率38.5%）
※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げるセーフガードを導入
- 乳製品：脱脂粉乳、バター：将来の見直し
プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ：関税割当（枠数量を20年間かけて4,000トンから20,000トンに拡大/枠内は無税・国産品の使用を条件）
- 砂糖：一般粗糖、精製糖：将来の見直し
高糖度粗糖：精製用について無税とし、調整金は糖度に応じた水準に設定
- ボトルワイン：7年間で関税撤廃

（注）食糧用麦（小麦・大麦）、牛肉、乳製品、砂糖については、協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、見直しを行う。また、日本が第三国に与えた特恵的な市場アクセスの結果として日本の市場における競争力に重大な変化がある場合に、見直しを行う。（*）

3 EPAの今後の見通し

EPAの基本方針

●TPP11及び日EU・EPAの早期発効を目指すとともに、RCEP, 日中韓FTA等の経済連携交渉を戦略的かつスピード感をもって推進する。

EPAの今後

- TPP11:署名国の過半数の国が国内法上の手続きを完了した旨を書面により寄託者(NZ)に通報後60日で発効。
- 日EU・EPA:日EU双方の手続き完了通告後,翌々月の初日に発効。
- RCEP:「閣僚は,パッケージの完成により本年にRCEP交渉が実質的に完了することへの期待を表明。」
- 日中韓FTA,日トルコEPA等:交渉中

今後の注目点

- 日EU・EPA発効の見通し
- TPP11の発効時期とTPPへの参加の動き
- 日米経済対話とFFR協議の進展
- RCEP等の交渉の進展



ありがとうございました！